『住民と自治』(通巻684号)4月号付録 2020年4月1日発行 自治体研究社

とちぎの地域と自治

とちぎ地域・自治研究所 所報 第207号

〒3210218 壬生町落合 1-15-5 ポラーノ・どんぐり 103 号 TEL/FAX 0282(83)5060 メール: support@tochigi-jichiken.jp ホームページ: http://tochigi-jichiken.jp 郵便振替 00170-7-251641 とちぎ地域・自治研究所

- (声明)改定新型インフルエンザ等対策特別措置法に抗議し、国民・ 住民の命と暮らしを守るための地方自治体への抜本的支援を求める ------ 2
- 台風 19 号被害から栃木県の水害・防災を考える(上) 中 村 八 郎 ------ 3



とちぎ地域・自治研究所第3回理事会を開催

度第3回理事会を開催しました。

日に宇都宮市内(県弁護士会館)で開催し、との報告があり、了承されました。 記念講演は「これからの地域交通(仮称)」 をテーマに準備することを確認しました。

7月の第63回自治体学校を宇都宮で開催と の要請があり準備を進めているが、新型コ

3月18日、宇都宮大学において2019年 ロナウイルス感染の拡大による東京オリン ピックの延期の可能性(その後正式に決定) 理事会では、**第19回定期総会を6月28** などもあり、日程・会場等は調整中である

また、理事会に先立って県政白書(仮称) 編集委員会も開かれ、総論の柱建てと各論 次いで、事務局から、全国研から 2021 年 の構成・執筆の分担などを検討し、9月を 目途に発刊するまでのスケジュールを確認 しました。

地域医療をつくる政策と行動

横山壽一・長友薫輝 編著

定価 (本体 1300 円+税)



国は、全国 424 の公立・公的病院を名指しし、統合再編を含めた病床削減計画の提出を自治体に求め ている。そこには、「地域医療構想」の早期実現という政策がある。「地域医療構想」とはなにか、病院 再編とどう連動しているか、地域医療を守り発展させるために必要な政策や課題はなにかを考える。

地域医療を守る(住江憲勇/眞木高之/尾関俊紀)

第 I 部 地域医療をとりまく情勢

社会保障改革と地域医療(横山壽一)

第Ⅱ部 地域医療をつくる政策と運動

地域医療構想と地域づくり(長友薫輝)/2 424 病院リスト の根拠「診療実績データの分析」のねらいと問題点(塩見 正)

第Ⅲ部 地域医療の現場

1 難病医療の拠点・国立徳島病院を守る(井上 純)/2 広大・多雪・寒 冷な北海道の地域医療を守れ(沢野 天)/3 三重県の地域医療構想と公立・公的病院の再編・統合(新家忠文)/4 愛知県の実態から考える 大都市圏域における地域医療構想の問題点(長尾 実)/5 京都の地域 医療構想にかかわる諸課題と地域医療実態調査の取り組み(塩見 正)

資料 厚生労働省が再編統合の検討を求めた公立・公的病院 424 施設

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F TEL 03-3235-5941 FAX 03-3235-5933

http://www.jichiken.jp/ E-mail info@jichiken.jp

(声明) 改定新型インフルエンザ等対策特別措置法の成立に抗議し、 国民・住民の命と暮らしを守るための地方自治体への抜本的支援を求める

3月13日、新型コロナウイルス感染症を対象に加えた改定新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、改定特措法)が成立しました。しかしこの改定特措法は、国民生活に重大な制限を加えるとともに、首相の判断でできる緊急事態宣言の発動要件がきわめてあいまいな内容になっており、決して見逃すことはできません。

改定特措法は、緊急事態宣言によって「外出の自粛」、「学校・社会福祉施設、興行場等に対する使用などの制限・停止」、「土地所有者の同意なしの臨時医療機関開設のための土地使用」などの強い私権制限が行えるとしていますが、これは憲法で保障された基本的人権及び地方自治と相いれない内容を含んでいます。加えて、その制限の範囲・期限についても、極めてあいまいです。しかも首相が緊急事態宣言をいつ、どのような場合に発動するのかについても、「重篤である症例」「全国的かつ急速な蔓延」といった抽象的な文言を羅列しているだけです。さらに首相は、この宣言を医療関係者などの専門家の意見を聞くことなく出すことができるとしています。

以上の内容から、改定特措法が私たちの暮らしに大きな制約を課すものであること、しかもその発動の判断がほとんど一元的に首相にゆだねられている点で、恣意的で、地方自治をも無視した内容であることは看過できません。以上から、私たちは、改定特措法に強く抗議するものです。

今、緊急に求められているのは、何よりも、憲法の理念に基づいて、国が責任をもって 国民の命と健康、安全と安心を確保する施策・予算を速やかに実行・充実することです。 とりわけ、憲法25条に基づいて、保健所の調査・検査体制強化など地方自治体の公衆衛生 機能を高めるとともに、地域病院の再編統合策を直ちに中止し、感染症等にも機敏に対応 できる公的医療体制・設備を構築するために、職員の増員及び財源の保障が必要です。 併せて、「コロナショック」によって急速に疲弊しつつある住民の暮らし、中小企業経営 や地域経済を維持、再生していくために、減税、休職・休業補償、経営・雇用継続のため の助成金・金融制度などの緊急対策を、誰もが利用しやすい仕組みで迅速に具体化するこ とも必要です。

その際、国は、科学的根拠もない、場当り的な「政治判断」で国民や住民を混乱させる のではなく、エビデンスに基づく徹底した情報提供を行い、地方自治を重んじる立場から、 住民の「いのちと暮らし」を守るべき地方自治体が、住民とともに地域の実情にあった自 主的施策を策定・実施できるように、全面的にバックアップすることを強く求めます。

2020年3月22日 自治体問題研究所理事会

第 17 期とちぎ自治講座:議員研修会 (2020. 2. 9)

台風 19 号被害から栃木県の水害・防災を考える(上)

中 村 八 郎 (防災まちづくり研究家)

以上、本号

以下、次号

目 次

はじめに

- 1. 災害対策の基本的な概念と仕組み
- 2. 水害対策における基本的対策
- 3-1. 避難勧告等の発令のあり方
- 3-2. 地域避難と(要支援者の)避難誘導
- 4 避難所環境の課題とあり方
- 5 被災者の生活再建支援のあり方
- 6. 災害初動期対応の課題と生活再建支援の課題

はじめに

災害についての基本的な認識について、 今は凄く欠けているんではないかと思って います。それは国民の皆さんだけでなく、 災害対策に関わっている行政とか政治家の 皆さん、ジャーナリストの方々にも欠けて うことを踏まえて、最初に、「災害対策の基 本的な概念と仕組み」について何点か説明 したいと思います。その上で、水害対策に おける基本的対策、応急対策の避難のあり 方、避難所環境の問題、被災者の生活再建 と。今回の栃木県の場合も雨量についても

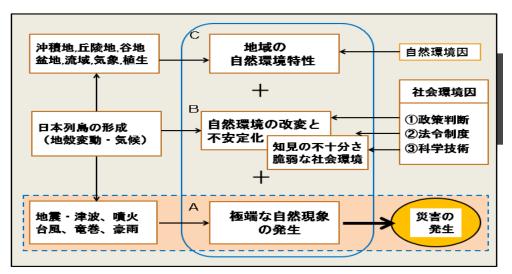
そういうことがいわれました。地震災害の 場合にもよくいわれます。「想定外」という ことによって行政責任が免れるというか軽 減されるという使い方をされることが非常 に多いと思います。自然現象の大きい小さ いるのではないかと考えています。そうい いということと実際に発生した被害の規模 とは必ずしも直結しません。全く関係ない わけではありませんがイコールではありま せん。自然現象が大きかったから被害も当 然大きくなるというのは実際にはおかしな 話です。しかし、今は想定外が災害の全て 支援のあり方を中心にお話したいと思います。の原因であるかのように使われている。こ 災害の際に「想定外」とよくいわれます。うした災害原因の歪曲が真の防災対策を妨 自然現象の規模の大きさをもって想定外だ げています。ではどうするかということを 最後に考えてみたいと思います。

1. 災害対策の基本的な概念と仕組み.

■ 災害の発生要因

というのは災害の発生要因に対する取り組

この図は、災害が発生する要因を概念的 みが決め手になるから、災害だけ分かって に示したものです。私たちはこの図の一番 も駄目です。災害の要因がどこにあるのか 下の点線で囲んだ部分だけを考えがちです。をきちっと整理しなければいけない。災害 表面的な現象としてはそうですが、その背 発生の背景には、自然環境や社会環境など 景としての要因までは余り考えません。し の大きな要因があるということを私たちの かし、BとかCの要因をきちんと考えない 社会が正しく汲みとってまちづくり、地域 と有効な対策には繋がりません。災害対策づくりをしてきたかということが重要です。 そういう背景要因を余りにも考えないで

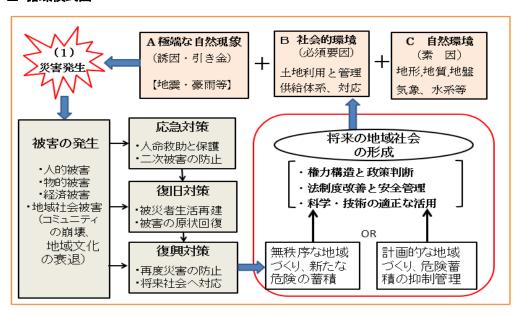


か、今でもそうではないかということです。一夕が使われるというのが普通です。地震

策判断、②法令制度、③科学技術の3つで ているわけです。技術の方もまだまだ本当 す。政策的なものは最も重要ですが、法律 に自然を知り尽くして、それによる技術開 そのものがきちんと災害危険というものに一発がされているかというとそうではない。 対応できていない。科学技術についても技 常に限界があるわけです。このように現在 術で何でも抑えられるような考え方があっ の防災対策は災害の背景要因を総合的に整 て、学校でもそういう形で教えていますが、理して対処していないということを知って 実際はそうではない。工学技術もほとんど いただきたいと思います。

開発やまちづくりをやってきたのではない が様々な仮定、仮定を設定して公式なりデ 具体的な社会環境因は、右の中段の①政 の動きは、例えば水平の動きだけを仮定し

■ 循環模式図

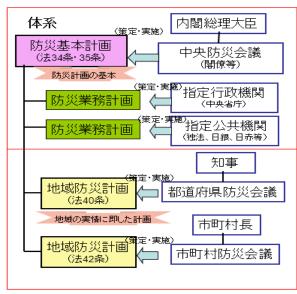


生した場合の応急対策、そして復旧対策、 復興対策と移っていきます。

はありませんから、50年に1回起きるとす れば 40 年から 45 年間はまちづくりをやっ ている期間になります。実はそこが一番大 事です。まちづくりで、安全とか防災とい 画なり、地域の社会活動なりそういうもの

この図の上のA, B, Cは先程の説明通 が行われているかどうかということが本当 りです。そうした中で防災面では被害が発しは最も大事です。しかし私たちは毎日そん なことを考えているわけにはいきません。 しかし、行政には法律上その役割がありま 実際は、いつも災害が起きているわけで、す。行政は考えることができるわけです。 すべて行政にやれということではありませ んが、行政には職務として防災担当者がお り、予算についても首長の提案を市民の代 表者で構成された議会において確保されて う視点を持った政策なり、施設づくりの計 いますから、そこはしっかり認識をしても らわなければいけませんということです。

■ 災害対策基本法



防災基本計画の役割

- 1. 防災に関する総合的かつ長期的な 計画の提示(災対法35条1項)
- 2. 防災業務計画及び地域防災計画の 重点・基準の提示(同法35条2,3項)
- *災対法では、防災業務計画、地域防 災計画は「防災基本計画に基づき」 策定することとされている。

現行防災基本計画の特徴

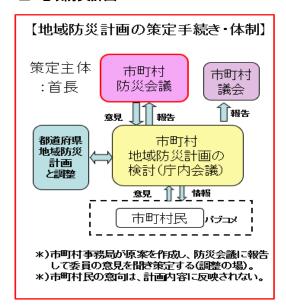
○「誰がなにをするか」:国、公共機関、 地方公共団体、住民等、防災に係る 各主体の役割分担を明確化 ○「どのように進めるか」:各主体の事 務・活動についての基本的考え方を 規定

防災対策の全体像を国民に提示

災害対策は災害対策基本法という法律に もとづいて行われています。災害対策は一 般的な行政法とは基本的に違います。災害 対策の地域防災計画は市長、知事部局が作 った計画です。自治体行政全体の意思では ありません。また、計画の内容は中央集権 的であり、有事体制と似ています。簡単に 言えば、政府の意思が市町村まで貫徹する ような仕組みになっています。国が防災基 いこうと自由に考えられる計画とは違いま 本計画を中央防災会議で策定し、これを基 準にして県が地域防災計画を作り、これら と抵触しないように市町村も地域防災計画 を作るという流れです。もちろん、各省庁

などの指定行政機関、国のレベルで60ほど ある指定公共機関(通信、電力、交通、病 院など)も国の計画を基準にして、防災業 務計画を策定しています。そして、災害が 発生した時には国の基本計画に合わせた形 で活動が行われるという体系になっていま す。ですからそれぞれの自治体がわが町は こういう町にしよう、こういう政策をして す。無論。国の基準に抵触しない範囲では 可能ですが。防災基本計画の元になってい る災害対策基本法は国会で議論をされます が、防災基本計画は報告するだけです。

■ 地域防災計画



市町村が作る地域防災計画も、県が作る じめて明らかになる、という問題があります。 防災計画も議会に報告するだけで、承認は 得ていません。だから、市町村部局、知事 部局の計画といえます。防災計画にはその ような特徴があるということを知っていた だきたいと思います。計画の内容が機能する かどうかは、災害が発生した時(結果)にはあるB、Cはほとんど含まれません。

〇災害対策基本法(S36年)

•第16条(市町村防災会議)

- 1. 当該市町村の地域に係る地域防災計画 の作成及びその実施の推進のため、市町 村防災会議を置く。
- 6. 市町村防災会議の組織及び所掌事務 は、都道府県防災会議の組織及び所掌 事務の例に準して、当該市町村の条例(第二項の規定により設置された市町村 防災会議にあっては、規約)で定める。

・【一般的な条例の規定】

- 1. 会長:市町村長
- 2. 委員: 指定地方行政期間職員、県職員、 県警職員、消防職員、市町村職員、教育 長、消防団長、指定(地方)公共機関職員、
- 3. 専門委員を置くことができる。

防災計画の内容が実際的か、有効に機能 するかという観点から事前にチェックする 場、あるいは段階が必要と思います。なお、 誤解のないように付け加えておくと、防災 計画には先ほど説明した災害の背景要因で

■ 応急対策業務

今日の話は災害対策の中 でも応急対策業務について ですが、それらは表の通り です。この中の特に下線を 引いた項目 (①~4)、⑩、 ①、⑤) が関係します。現 在の栃木県では⑩番との関 連で、これから生活再建が どれくらい具体的に進むか どうかということになると 思います。

- ①災害本部体制の確立
- ②情報収集・伝達・広報
- ③避難勧告等発令
- 4避難所の運営・管理
- ⑤応援要請と受入れ
- ⑥災害時医療対策
- 7 緊急輸送対策
- 8二次災害防止対策
- 9住家応急危険度調査

- ⑪水・物資の調達・供給
- ①ごみ・し尿・がれき処理
- ③遺体の捜索・処理
- (4)応急仮設住宅建設·管理
- 15要支援者対策
- (li) 応急教育·保育対策
- ①ボランティア支援の受入
- 18帰宅困難者対策

(19)その他

⑩家屋被害調査と罹災証明書の発行

■ 台風19号・栃木県の被害概要

もう少し細かな統計数字が公表されていま 対策などの政策立案の根拠にもなります。 す。役所はこういう統計を非常に好むし、

この表は県の被害概要です。元は市町別の国への報告上も必要になります。そして、 しかし、こうした数字は被害量の把握は

できますが、なぜ被害が生じた かという原因は分かりません。 何らかの対策は必要と言えて も、その内容は全く分かりませ ん。例えば、全壊 81 棟といっ ても何故全壊したのか、崖崩れ によるのか、床上浸水なのか、 濁流による流失かは不明です。 さらに言えば、わずかな床上浸 水でも数日間浸水していれば全 壊状態になります。そうした区 別まで被害数字で表現できず、

したがって有効な対策も分かりません。死 者とか重症者の人的被害も同じです。抽象 化された統計数字からは対策は見えてきま せん。数字というのは分りやすい一面で物 事の実態が隠されてしまう場合もある。行 政はどこでも統計的に事務処理する業務が

台風19号・栃木県の被害概要① 県災害対策本部 2019年12月24日

1)人的被害

死者:4名、重症:4名、中等症:4名、軽傷:15名

2)住家被害

全壊:81棟、半壊:5,200棟、一部損壊:8,207棟 床上浸水:30棟、床下浸水440棟

3)非住家被害

公共建物:94棟、その他:4,075棟

4)避難者数(最大数:第1回災対本部会議報告) 避難所数:369か所、避難者数:19、822人

> 通常ですが、市町村から県のレベル、国レ ベルへと統計資料が上がって行けば、益々 抽象化されて実態が見えにくくなる。でも それで分かった気になってしまう、という 怖さがあると思います。

・建物の被害

次の表は栃木県の主な 市町村別の被害状況で

宇都宮市、足利市、佐 野市、栃木市、鹿沼市な どが大きな被害を受けた ことが分かります。「上 記以外」の市町でも被害 が出ているので、ある意 味ではほぼ全県的に発生 した災害だったといえま す。これをもって栃木全 体が分かるということで はなくて、逆に同じよう

が重要だと思います。

台風19号の県内の市町被害概要: ②建物

2019.12.24/県庁

	住家被害(棟)				非住家被害[棟]		
主な市町名	全壊	半壊	一部損壊	床上 浸水	床下 浸水	公共建物	その他
宇都宮市	2	430	637	0	0	4	534
足利市	0	433	372	0	0	0	45
栃木市	13	2, 774	5, 130	0	0	33	1, 711
佐野市	10	1,079	1,314	0	0	8	1, 249
鹿沼市	10	71	549	0	0	8	138
小山市	0	251	23	0	272	3	66
矢板市	0	7	8	0	40	2	44
那須烏山市	37	117	56	0	0	9	56
茂木町	8	20	14	0	0	5	40
上記以外	1	18	104	30	128	22	192
合 計	81	5, 200	8, 207	30	440	94	4、075

な条件の川やまちであっても被害が少ない 東日本大震災の場合も、三陸地域は明治時 のは何故だろうかと、そういう目で数字を 代にも、昭和の初めにも大きな津波で壊滅 考えて我が市、町の被害は何が問題か、あ 的な被害がありました。昭和津波の後、40 るいは何がよかったか、とふうに学ぶこと か所位の地区が高台に集団移転しています。 私は2011年の津波災害後に、その高台移転 ですから被害の大きかった地域、逆に少した地区を視察しましたが、ほとんど被害 なかった地域にも注目することが重要です。を受けていませんでした。当時は住民の皆

めて移転したようです。結局まとまらなく て同じ場所に町を再建した地区が多かった もあります。地域づくりはそう単純な話で と思います。

さんが大変な苦労をして地域の意見をまと はありませんが、集団移転を選択をした地 区は被災していなかったことは事実です。

今回の栃木県の浸水害では集団移転のよ のですが、今回の平成津波で被災しました。うな状況にはならないと思いますが、大き こうした先人の努力からも学ばなければな な被害に見舞われた地区は無論、幸いに被 らない。高台移転によって地域が発展した 害が小さかった地区からも多くの学ぶべき とは限らず、場所によっては衰退した地区 点があり、対策に活かしていく必要がある

公共施設の被害

住宅以外の被害が 学校施設と社会福祉 施設だけというわけ ではありませんが、 防災上は学校が避難 所にもなっている し、子どもたちが昼 間はここで生活して います。また社会福 祉施設は避難するこ とが非常に困難な人 達が利用する施設で すから、表の学校や 福祉施設は特別に安

台風19号・県内の被害概要 ③公共施設

1)学校施設(県内の小中学校のみ、高校は除く)

市	BJ	名	建物への浸	水敷地への土砂、冠水
塵	溜	南	小学校2、 中学校	21 小学校2、 中学校2
小	Щ	rfs	小学校1	中学校
衚	宋	南	小学校3、 中学校	2 小学校2、 中学校1
佐	野	南	小学校4、 中学校	₹1 小学校1
足	훾	南	小学校2	小学校1
푼	0	他	中学校1(下野	赤) 小学校 2 (宇都宮・日 光)

2)社会福祉施設被害(県内)

施設区分	床上浸水	断水	その他
児童関係施設	16施設	15施設	一部損壊、1施設
高齢者関係施設	16施設	13施設	避難、13施設
障害者関係施設	17施設	4施設	土砂崩れ、3施設

いうところが結構被害を受けたということ条件の良くない所に建設するような傾向が は、大きな反省すべき問題です。これは今 全国的にはありましたから各地にみられる 回の栃木県が特別ということではなくて、

全面の配慮が必要な施設です。今回、こう 一時期、福祉関係施設などを防災上あまり 非常に大きな課題です。

2. 水害対策における基本的対策

■「流域治水」で総合的に考える

河川流域で総合的に考えるということが非 を建てる人達もそう、公共施設を管理する 常に大事です。これは当たり前のことです。市町村ももちろんです。だから河川管理者 けれども何故かできていません。また、本にけでなくて地域の人たちや様々な団体、 気でやろうという動きにもなっていません。事業所を含むような形になります。山林の 一番の問題は国のレベルの行政です。「流域 所有者やゴルフ場があればその管理者も関 治水」というのは、その川に流れ込んでく 係します。そういう観点で治水を考えない る小さな川を含めてすべてです。また支流 と根本的に解決しません。というのは、川 に流れ込んでくる領域すべてに関わる関係 はこれだけ流量であれば安全だと河川管理 団体、住民です。川とは関係なく田や畑に 者は考えますが、集中豪雨などの自然雨水

水害対策における基本的対策です。まず、降った雨の一部は川に流れ込んでくる、家

がふえます。川に流入する水量をコントロ ール(保水、地下浸透、一時貯留など)で きるように土地利用とか防災施設づくりなど 様々な対策を流域全体で行うということです。 現状では、県や国などの河川管理者、農 業排水路や下水処理水などの管理者間の相 川行政の仕事だろうみたいになっています。てもらうことが必要です。

■ 危険性の高い低地域の土地利用の規制

二つ目は、危険性の高い低地域の土地利 用を規制することです。これはある意味で は野放し状態です。対象となる地域の一つ は河川沿いの低い場所です。元々の川は傾 斜地から平地に出ると蛇行して流れます。 ところが後になって堤防を築いて河筋を固 定してしたことから、現在の河川沿いには、とも聞こえる声もあります。しかし、親の 以前は川だった低い場所が農地になり、さ らに市街地化しています。ですからどうし ても堤防も弱く、浸水し易い場所となって います。そういうところの土地利用はある 程度制限すべきだと思います。

東京では、江東デルタ地帯などは地盤が 低く、一旦浸水すれば自然排水しない地域 ですが、現実には密集市街地が形成され、 多くの人が生活しています。地盤沈下とい う歴史的な事情もありますが、住宅地とし ての土地利用を制限する必要があったと思 います。早くから地下水の汲み上げ規制す るとか、宅地化を制限するなどして人口の 集中を抑制するべきでした。そういう点で 日本の場合は土地利用のコントロールが甘 いと思います。しかし、現に多くの住民が 生活しているので水害時にどうするかとい う問題があります。

が一気に川に流れ込むようでは計画が成り しかし、市街化地域では河川の拡幅や堤防 立ちません。また、豪雨でなくても無秩序の強化などの河川治水にも限界がある。で に自然が開発されれば、当然川への流入量 すから、流域全体として降雨水が一気に流 出させず、時間をかけて河川に流す対策、 いわゆる総合的な治水対策をやらない限り 根本的な治水にはならないと思います。個 別的に様々な対策は行われていますが、流 域全体で連携し、調整されていません。面 積規模では山林の所有者、ゴルフ場の管理 互関係だけでも調整は難しい。その上各都 者、工場の所有者、農業関係者、そして都 市の都市計画部門、或いは山林関係者も含 市計画を扱う自治体が土地利用や管理を行 めて調整までなかなかならない。それは河っています。そういう関係者にも当然考え

> 利根川や荒川が決壊したらほぼ全域が水 没する江東5区といわれる約260万人の住 民が地区外に広域避難することなど現実的 ではありません(そういう避難計画はあり ますが)。ある人たちは「何であんな危ない ところに住んでいるんだろう」と自己責任 代も含めて多くの住民は好んで危険な所を 選んで住んだわけではなく、勤める町工場 があったとか、戦前・戦後を通じた工業用 水の汲み上げによって地盤沈下した、工場 移転跡地の宅地化と都市基盤整備の遅れな どによって次第に危険な地域になったとこ ろです。そういう歴史的経緯もありますか ら、住民が悪いみたいことは正しくありま せん。たとえ住民が転出しても別の住民が 住むだけで、地域の安全が改善できるわけ ではありません。住民個々人の努力や意識 だけで解決できず、行政が安全な地域づく りに取り組むことが必要です。

> 話しを戻しますが、既に多くの住民が生 活を営んでいる危険な地域をどう安全に改 善していくかは多くの都市に共通する問題 です。新たな土地規制が難しい既成市街地 であっても、ただ地区外避難をいうだけで

なく、何らかの被害軽減対策を行わなけれ プ排水施設の整備、住宅一階は耐水構造に 地の整備など可能な対策は当然ですが、万 が一の浸水でも数十センチ以下にするポン

ばなりません。たとえば、行政による浸水 して容易に修復できる、住宅の改修に支援 危険を軽減する河川改修、排水施設や遊水 制度を整備するなど、大きな被害が生じな い地域づくりを行政と地域で取り組むこと が必要と思います。

■ 河川管理と防災施設の整備(堤防、遊水地等)等

河川管理と防災施設の整備では、堤防と か遊水地などですが、最近は部分的には整 備されていますが、十分とはいえません。 もっともっと進める必要があるかなと思い 講じることが可能です。

ます。また、河川の合流箇所や浮遊物が堆 積し易い橋の支柱箇所は堤防の越流や決壊 し易い個所では、河川行政の範疇で対策を

■ 河川環境の管理

ついて高水敷の植生を放置しているとか、 河川が多くなっています。東京で多摩川と か荒川など見てもそれほど気が付きません が、地方に行くと河川敷の植物が伸び放題 です。土砂も溜まり放題です。河川管理に 予算が回ってないと思います。国の河川事

河川環境の管理では、市街地内の河川に 務所も大変だなと思ってしまいますが、国 民としては仕方がないというわけにはいき 河床の堆積土砂を長く取り除いていない大 ません。これは根本の河川管理予算の配分 がどうなっているのかを点検する必要があ ります。また、過去20~30年くらい、堤防 など防災施設に関わる安全管理が非常に疎 かにされてきているというのが、とくに地 方河川を見て感じています。

■ 河川水位の自動管理

増水時の河川水位の観測や監視情報は、 河川管理者がきちんと行って県や市町村に 伝えるべきものですが、観測点が少ないと か、自動監視体制ができていない、随時市 町村に伝えられていない、堤防決壊の事実 も連絡されなかったなどの問題が昨年の台 風時に起りました。河川事務所も大忙しで、入など河川管理に係る体制強化が求められ それどころではなかったとの報道もありま した。沿川市町村にとっては避難勧告等を

発令する根拠情報ですから極めて重要です。 河川住民が堤防から増水状況を見に行くよ うな危険行為にもつながります。

こうした問題の背景には監視設備や人的 態勢の不十分さなどがあり、支流を含めて 水位観測点の増設や自動監視システムの導 ますが、ややもすると現場担当者の意識問 題にされてしまっています。

■ 内水氾濫対策の強化

内水氾濫対策の強化は、やるべきことを ちゃんとやっていけば相当被害が防げると 思います。ほとんどの内水氾濫は市街地内 の雨水を河川の水位が上がって排水できな い場合です。あるいは、本河川が増水して 支流に逆流する場合もあります。基本的な 対策は、雨水(用水路)の排水口や下水排 行うことが必要になります。雨水樋門や支 水口などにフラップ機構を設置する、また

本川との間に排水樋門(開閉ゲート)を設 置する、その上で滞流水を本河川にポンプ 排水する設備を設けるという対策です。水 門については適正に開閉操作を行う判断が 重要になりますが、原則は本河川からの逆 流を防ぐことですから、水位観測を正確に 流からの水門は逆流を防ぐためのものです

ど方法があると思いますが、地域の事情を濫が起こっています。

から確実に閉める、そして市街地の滞流水 踏まえて別途考えることが必要です。今回 はポンプで強制排水する、遊水地を作るなの水害ではこれができていない所で内水氾

■ 下水道による雨水対策

また下水道の問題があります。下水道に
ます。これが管理の異なる施設は結構大き よる雨水対策というか浸水害対策をどこま で考えていくのかというところが、余り議 論されないまま進められているように思い あるのではと思います。 ます。内水氾濫を防ぐ方法の一つとして、

水には対応できません。管轄外の排水は遊 ことが必要です。 水地などを設けてゆっくり流す必要があり

な問題です。栃木県でも河川の近くに下水 処理場がありますが、そういう調整問題が

場合によっては、大雨の時は処理をしな 合流式の場合は下水本管に落とすことです。いで河川に放流(生漂流)しているところ 通常、合流式の下水管は雨水排水を考慮し もあると思います。東京都には貯留量を超 て雨量 50 mm/s などと想定して流下能力あ える場合、未処理で河川に放流している下 るいは貯留容量を設計しています。ですか 水処理場があります。浸水害は防いでも河 ら、貯留容量等の規模に余裕があれば、ま 川や東京湾が汚染される弊害は避けられま た地表面排水に支障が無ければ50 mm/sの せん。だから環境面で問題が残りますので、 降雨までは滞水や冠水が起らないはずです。治水対策を兼ねた合流式下水道は、どこま しかし、農業用水路など管轄外からの排での雨水を入れるかきちんと整理しておく

3. 自治体避難勧告等のあり方

■ 法規定

自治体の避 難勧告のあり 方について法 律がどうなっ ているかで す。災害対策 基本法の 60 条 「市町村長の 避難の指示 等」には「市 町村長は、必

1) 災害対策基本法第60条(市町村長の避難の指示等)

・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又 は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要が あると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、 避難のための立ち退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これら の者に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。

2) 同法第56条(市町村長の警報の伝達及び警報)

・市町村長は、・・・当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関 及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。 この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その 他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対 してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な 通知又は警告をすることができる。

のための立ち退きを指示することができる。」ったんです。 と書いてあります。「立ち退きを勧告し」

要と認める地域の居住者等に対し、避難のというと、昔と今では国の解説の内容が変 ための立ち退きを勧告し、及び急を要するわってきまして、「勧告」はお勧めなんだと、 と認めるときは、これらの者に対し、避難 「指示」は命令ですというのが国の見解だ

今は違ってきまして、「指示」は緊急を要 「立ち退きを指示する」と、何が違うのか する全員避難ですといういい方になりまし は難しいです。

そうした問題と、もう一つ「指示するこ 56 条の「市町村長の警報の伝達及び警報」 通知又は警告をすることができる。」とあり または警告をすることができる」と、これてきたと思います。 も同じようにしなくてもいいと。「できる」

た。これは一般的な概念として区別するの というのは厳密にいうとそういうふうに読 み取れます。

でもこれは誤りです。市町村長の義務で とができる」ということは、「指示しなくて す。というのは、市町村長以外に避難勧告 もいい」というように、これを取り違えて 等を発令できる人は法律上いません。市町 いる首長さんが少なくありません。同じく 村長が病気など動けない時は、権限を知事 や副市長に移管ができますが、元気で仕事 でも「市町村長は、住民その他関係のある」ができる状態であれば、市町村長しかこの 公私の団体に対し、予想される災害の事態 仕事はできない。命に関わる避難の発令は 及びこれに対してとるべき避難のための立 あなたの他には誰もいないことになるわけ 退きの準備その他の措置について、必要な「です。だからこれは義務なんです。そうい う理解がされていない。だからなかなか避 ます。これは市町村長が気象庁とか或いは 難勧告等を出さない時期がありました。そ 河川管理者からいろいろな警報の情報が入 の権限を持った立場にいるという覚悟が市 りますから、市民住民に伝える時のことを 町村長にはできていないといけないという こういうふうに書いてあるわけです。「通知 ことです。非常に大事な権限が曖昧にされ

■ ガイドライン

この表は 避難に関す る状況の緊 急度避難行 動の関係で す。洪水警 報は当然気 象庁から出 ます。河川 の氾濫情報 は河川管理 者が出すわ けです。こ れらを根拠 にして市町 📗

警戒レベル	住民が 取るべき行動	住民への 避難情報等	警戒レベル相当 の洪水情報	
警戒レベル 5	・既に災害が発生している状況であり、胃の位置 を守る最善の行動をとる	災害発生情報 (可能な範囲 で発令)	氾濫 発生情報	大雨特別警報(浸水害)
警戒レベル 4	・指定緊急避難場所等への立退き避難する・災害発生が極めて高く、緊急に避難する	・避難勧告 ・避難指示(緊 急的に発令)	氾濫 危険情報	・洪水警報 の危険度分 布(非常に 危険)
警戒レベル 3	・高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する	·避難準備 /高齢者等 避難開始	氾濫 警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報 の危険度分 布(警戒)
警戒レベル 2	避難に備え自らの避難行 動を確認する	洪水注意報 大雨注意報	氾濫 注意情報	・洪水警報 の危険度分 布(注意)
警戒レベル 1	災害への心構えを高める	警報級の可能 性	_	_

村長は警戒レベル3とか4のときに避難の してくださいと。警戒レベル4だと避難勧 勧告や指示を発令するという仕組みになっ 告を出しなさいと。もっと緊急的な時には ているわけです。警戒レベル 1 とか2では 避難指示を出してくださいとなっている。 出す必要は特別ありません。警戒レベル3 そして住民の人たちは「住民が取るべき行

だと避難準備と高齢者等の避難開始を発令 動」としてこうしてくださいとなっています。

ら5と分けていますが、法律で決めている わけではありません。国の指導書ではこう いう判断基準になっていますが、住民にと っては余計分かりにくいかもしれません。 市民の皆さんは警戒レベル3になりました から自発的に避難してくださいと。レベル 3がどんな状況なのか理解できていないと 緊急度が実感できないので非常に問題だと 思います。多分専門家といわれる人たちも

今は判断の仕組み上から警戒レベル 1 か 国の担当者も、地震の震度 1 だとか3だと かのように国民の皆さんに周知されれば、 浸透していくだろうと単純に考えたのでは ないかと思います。地震の場合は頻繁に起 りますから日本人なら何となく分かります が、それでも浸透するまでには何十年もか かっています。年に一回起るかどうかの水 害の場合、レベル1だとか3だとかいわれて も住民が状況を理解できるはずがなく、もっ と単純にしなければいけないと私は思います。

■ 避難勧告の手順(市町村長の権限)

市町村長が発令しなければいけない事項 →②「避難のための立退き」(勧告)→③ は「避難勧告」「避難指示」「避難準備」の 3つです。かつては避難指示を出した時は 一軒一軒回って避難を促すということまで 考えられていましたが、今は自治体として 体制的にそういう事はできなくなっていま す。

避難勧告等の手順は、①「避難のための た事例があります。 立退き準備その他の措置」(通知又は警告)

「避難のための立退き(緊急又は重ねて促 す場合)」(指示) ⇒④「災害発生情報」(可 能な範囲で発令)。この災害発生情報は河川 管理者しか分かりません。これは市町村長 に伝えたほうがいいのですが、法律上は義 務にはなっていません。実際に伝えなかっ

■ 避難所と避難場所(市町村長による指定)

避難所や避難場所の指定は、市町村長がから、なかなか学校とか公民館たけでは、 やらなければいけないことです。ただこれ 避難場所の指定はちゃんとやらなければな る市町村がありますが、住民の立場からは の事務は当然に増えます。 より身近で、安全の所ところを望んでいる

夜間や風雨の中の避難は心配だというとこ は避難勧告等とセットですから、避難所や ろが沢山あります。そういうところでは積 極的に身近な避難場所を指定すべきだと思 りません。避難場所は必要ないと考えてい います。ただし、これを指定すると自治体

■ 国の「避難勧告等に関するガイドライン(平成31年3月)」

平成31年3月に改定しました。改定の経過 では、「住民が"自らの命は自らが守る"意 識を持って自らの判断で避難行動をとり、 とめられた。」と専門家の会議がまとめた、

国は避難勧告等に関するガイドラインを いうストーリーになっています。これは非 常に問題です。住民が"自らの命は自らが 守る"意識を持って自らの判断で避難行動 をとるべきだと言われても、判断をするに 行政はそれを全力で支援するという、住民 は材料(根拠となる情報)がなければ避難 主体の取組強化による防災意識の高い社会 の判断は出来ません。気象庁の詳細なデー の構築に向けた報告が平成30年12月にま タとか河川管理者のデータが住民のところ までは来ません。そういう情報のない住民が だから国はガイドラインを改定しましたと 自ら判断して自主的に避難行動を取れという

のはおかしい。こういう文章が平気で国から たのところに避難勧告をしていませんとな

す。仮に避難途中で事故にあっても「勝手 に避難した」「自己責任です」という話にな 自主避難を呼びかけています。自主避難は法 ります。全く無責任だと思います。福島の 人たちが大勢他県に自主避難しましたが、 その人たちに「勝手に避難した」として十 ていますみたいな言い方もします。避難して 分な支援をしていない、現実にそうなって も開いているだけで職員もいない、勝手に逃 います。 だからこれは非常に危ないんです。 げてきたみたいな話になっている。 行政責任 「自主避難」を進める一方で、行政はあな の放棄にもつながる大きな問題だと思います。

出てくる、とんでもない話に今なっています。ってしまう。ややもすると避難所の開設さ 関連して「自主避難」という言葉が最近 えないかもしれない。非常に大きな問題だ よく言われます。これは非常に危険な話でと思いますので注意しなければいけません。 この前の台風 19 号の時も東京の各市はこの 的発令ではありません。単なる住民への呼び かけです。どこどこが自主避難の場所になっ

■ 避難者側、避難所を提供側の双方にとって準備可能な時間的余裕が欠かせない (1)気象・水位情報を基に、日中の早期(24時間前)避難勧告

側も余裕を持つということ重要です。避難 状況です。 の難しさを本当に考えているのかと思いま そういう避難する側の立場を考えたなら す。防災無線で避難してくださいと放送す ば、避難勧告が出たからといって15分や れば、一斉に住民が飛び出して避難所に行 20 分で避難行動を起こすなどできません。 けるかということです。ひょっとしたら家 だから最低でも24時間前くらいの猶予と日 が流されるかもしれないと考えたときに、 何を持って避難したらいいかと普通は考え 夜中に避難勧告を出すなどというのはとん ます。貴重品は持って来るように、と言わでもない話です。 れても何が貴重品なのか、現金かもしれな いし位牌かもしれないし、それぞれいろい ろあると思います。普段から考えて、避難 袋にまとめておくわけにもいかないです。

また貴重品を持っていって避難所で管理 してくれるのか。私の知る限り、避難者の 貴重品を管理できる避難所はありません。 今の避難所体制ではそこまで責任を持てま

避難に当たっては、基本的に役所も住民せん。ペットの同行問題はもっと悩ましい

中であることが必要です。雨が降っている

こういう基本的なことを押さえた上で、 避難の勧告を出さないといけないと思いま す。行政側もそうでないと避難所の安全確 認や開設準備ができないと思います。とい うふうに時間的余裕が必要ですが、日本の社 会はこれを許さないです。24 時間前では経済 活動をどうするみたいな話になります。電車 はようやく計画運休するようになりましたが。

(2)避難所の安全確認と開設及び誘導体制を早期に確立

難所へと明確にすることです。あとは誘導 塀が倒れるは、水が溢れる、橋が落ちる、 れは法律上も誘導するのは誰かということ は書いてない。これは非常に大きな問題で本来通用しません。 す。避難途中で被災する事態を防ぐために

それと避難所の安全確認と開設です。安 も、安全に避難できる道路改善をしなけれ 全確認をまずきちんとしてから、どこの避にいけません。これはまちづくりの話です。 体制です。これは全然出来ていません。こ みたいな心配があるようなまちを放置して、 どこどこに避難してください、という話は

避難所の環境問題はあとでまた話します。

3-2. 地域避難と(要支援者の)避難誘導

■ 要支援者の避難誘導、自助・共助問題が集約

これからの話は、今流行の「自助・共助」いけれども、結論は名簿の提供を受けた がここに集約されています。自助・共助と「避難支援等関係者」が支援するというこ いうのは、多くの方がまだ行政が大事だ大とになっているわけです。 事だといっている程度だと思っているでし のある人たちをどう安全に避難所に連れて いくのか。誘導者の問題です。

避難誘導については、法律上どこにも明 記していません。しかし、在宅介護の方と かお年寄りの方が 1 人で避難所に行くこと は2人もいません。1.5人くらいです。ど は誰が考えても無理な話です。誰かが支援 こでも同じくらいと思います。Aさんが災 をしなければいけない。それは誰かという ことになって、法令上の行政(市町村長) による避難誘導に係る規定は災害対策基本 いといつ災害が起こるか分らないので間に 10には市町村長は避難行動支援が必要な 49条11の2, 3の規定で名簿の「避難 支援を期待するわけですが、365日、 支援等関係者」への提供規定があります。 から、そういう人たちの名簿を予め行政が 作っておき、その名簿を「避難支援等関係 者」に渡すことができるという法律上の規 定もできています。

「消防機関、都道府県警察、民生委員法に 定める民生委員、社会福祉法に規定する市 いてあります。非常に間接的で分かりにく一つの形態です。

それでこの人たちに避難誘導が可能かと ょうけれども、実は制度化されています。 いうことです。災害時に消防ができますか、 先に譲れないくらいの切羽詰った問題です。警察ができますか、本来業務があり、体制 要するに、災害時に在宅介護や行動に支障もありません。民生委員や社協もそんな要 員はいません。そうすると自主防災組織し かありません。それしか具体的にはないです。

川崎市の調査では支援して欲しいという 10人に対して、支援できますよという人 害時に助けに来てよと希望すれば、普通は その人に対して3人くらい準備しておかな 法56条の2が該当します。又、49条の 合わない。一対一では確約できないし、対 応も難しい。それが現状では0.3人しかい 人たちの名簿を作ることが規定されていて、ないというのが実態です。要避難者の方は 24時間、何時でも対応できますと、気持 こういう人たちは自力では避難出来ません ちはあっても言えません。災害時に人を避 難誘導することの重要性、精神的負担の大 きさが分かっていないと思います。

法律上はそこまで書いていないけれども、 通達や何かでは支援をして欲しいという人 この二つを考えると、結果的に避難支援 の名簿に対して支援をしますという支援者 をする人たちは「避難支援等関係者」とな の名前を書いた計画書を作りましょうとな ります。これは非常に重要な問題です。「避っています。単なるボランティアの話では 難支援等関係者」として49条の11には ありません。命に関わる義務が生じるわけ です。自治体も自分達ではできないから、 地域社会でやってもらえば助かります。気 町村社会福祉協議会、自主防災組織その他 持ちは分かりますけれどもとんでもない話 の避難支援等の実施に携わる関係者」と書です。これが今具体的になっている共助の

■ なぜ、不合理事態が生じるのか

なぜ、こうした不合理な事態が生じるの かということです。国が今やろうとしていいが、その場合はそれぞれの都合に合わせて ることは制度に現実を合わせてくださいと いう話です。本当は現実に制度を合わせな ければならないのです。地域社会では住民 ティーでは普通に行われていることです。 の高齢化の進行や在宅介護者の増大などの それが無いと自治会から脱退しますという 現実があるわけです。これは多くの介護対 象者を地域社会に放り出してきた福祉政策 ってきているわけです。避難が必要なとき れは決して相互扶助の関係ではありません。ち込まれようとしています。

自治会の活動では相互に協力し合います やりましょうと、常に自主的な判断が可能 です。それは相互扶助という地域コミュニ 話になります。

しかし、避難支援(避難誘導)では災害 の結果です。政策の失敗がこういう話にな 時はいつでも助けに行きます、という関係 であり、自主的な相互扶助活動とは言えま は災害で地域が危険になる時です。助けに せん。このようにお互いの命に係わる避難 行く側は自分の都合で判断できません。こ 誘導活動が、何の保障もないまま地域に持

■ どうすべきか

それではどうすべきかということです。 もし自主防災組織として行うのであれば、 めて見る顔の人たち(支援者)に「お爺さ あります。そして「避難要支援者及び家族であると思います。 への事前周知と対応方法の合意」が必要で す。大雨で避難勧告が出ましたから誘導し に来ましたと、また、「十分な時間的猶予の 保障(早期の避難準備発令)」も必要です。 十分な時間的余裕がなければ出来ません。

車椅子で連れて行けるはずがありません。

さらに、「誘導活動中の支援者事故等に対 する免責規定および災害保障制度の整備し ということも大きな問題です。現状は免責 規定や災害補償制度というのは一切ありま 集した原稿に講演者が修正を加えて作成し せん。自主的に助けに行って亡くなった、 で済まされてしまう。実際、東日本大震災

では、津波からの避難を呼びかけに行った 自治会長さんなどが亡くなっています。政 支援者の立場からの要件として、まず、初 府はこれを調査も公表もしていません。そ ういう問題があって、制度的な整備をしな ん」を預けられませんから、普段から顔見 いで、地域が無理をして行おうとしていま 知りになって信頼関係を築いておく必要が すが、住民の良心を踏みにじるような内容

これは地域住民(自主防災組織等)側の 判断で決めることですが、実施するとして も今述べた要件を明確にした上で行うべき だと思います。単にお互い様だからと気持 ちの上だけで請け負うことができない精神 そして「道路環境の安全化、避難手段の 的負担の大きな問題であり、実現性の点で 確保と通行誘導」です。危険なまちの中を も非常に難しく、「共助」とは相容れない問 題です。そういう状況に今なっているとい うことです。

> (本稿は、当日の講演録を基に事務局が編 たものです。)